



臨時福祉給付金（経済対策分）のお知らせ

平成26年4月に実施した消費税率引き上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和するため、臨時福祉給付金（経済対策分）を支給します。

申請関係書類は、基準日（平成28年1月1日）時点で住民票が長与町にある方の税情報等に基づいて、対象の可能性のある方にお送りしています。

※ただし、他市区町村で課税されている方の扶養親族等の方、居住地（長与町以外）で課税されている方、16歳未満で生計を一にする保護者が課税されている方などは、案内が届いても対象外となりますので、申請前にご確認をお願いいたします。

●支給対象者

・平成28年度臨時福祉給付金（3千円）の支給対象者の方。

基準日（平成28年1月1日）時点で住民票が長与町にあり、平成28年度町県民税（住民税）が非課税である方が対象です。

※ただし、課税者の扶養親族等、生活保護受給者は対象外です。

●支給額

1人につき15,000円（※支給は1回です。）

<申請方法>

郵送された申請書に必要事項を記入し、内容確認書類を添えて長与町役場福祉課へ郵送または窓口へ提出してください。

●申請先

長与町役場福祉課「臨時福祉給付金」窓口 受付会場は役場本庁舎2階第3会議室です。

●申請受付期間

平成29年4月10日（月）～10月10日（火）

窓口（本庁舎2階第3会議室）の受付時間は、午前9時～午後5時です。（土・日・祝祭日は除く）

●提出書類

申請書および下記内容確認書類

・本人が確認できる書類の写し（申請者全員分、代理申請の場合は代理人分も必要です。）

※外国人の方は、在留資格等を確認する必要がありますので、在留カード等証明書の写しが必要です。

・指定した口座が確認できる書類の写し

※平成28年度臨時福祉給付金（3千円）を受給した方で、申請内容が前回と全く同じ場合には、確認書類の添付を省略することができます。

●支給日

申請書の審査が終了した方から順次、5月以降の15日または30日（土・日、祝日は翌営業日）に支給します。※支給は1回です。

※支給日の前に決定通知をお送りしますので、内容をご確認ください。

ご 注 意

- 市区町村ごとに申請受付期間が異なりますので、基準日の翌日以降に転入された方は基準日（平成28年1月1日）時点で住民票がある市区町村へご確認ください。
- 支給決定がされるまでの間に亡くなられた方は、支給対象となりません。
- 給付金の支給後に支給要件に該当しないことが判明した場合には、返還していただくこととなります。
- 臨時福祉給付金（経済対策分）をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。市区町村や厚生労働省がATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることや、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。